

構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針

平成18年2月15日
構造改革特別区域推進本部

昨年10月17日から11月16日までの間、構造改革特区に係る第8次提案の募集を実施した。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行い、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに構造改革特区において講じることが可能となる規制の特例措置

検討の結果、新たに構造改革特区において講じることが可能となる規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、基本方針の変更案を3月中に公表し、4月下旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加する。

基本方針の別表1に掲げられることとなる規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達は、4月までのできる限り早い時期に公布し、5月1日までに施行するものとする。なお、規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の案を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表1に掲げられた規制の特例措置は、5月以降の構造改革特別区域計画の認定申請において、構造改革特別区域計画に記載できる規制の特例措置の対象とする。

2．全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、進捗状況について規制改革・民間開放推進会議が適切に監視していくものとする。

3．規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項

検討の結果、規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項は、別表3のとおりである。

なお、別表3に掲げられた規制改革事項について規制所管省庁が検討した結果、新たに構造改革特区において規制の特例措置を講じることとなる規制改革事項、又は構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなる規制改革事項については、改めて対応方針として定めるものとする。

〔今後の対応方針〕

別表3に掲げられた規制改革事項については、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとし、提案の趣旨をそこなわないよう、内閣官房が適切に監視していくものとする。

4．その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた規制改革事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特区で講じられる規制の特例措置として馴染まないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等のさらなる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 構造改革特区において実施することができる特例措置(第8次提案追加分)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
934	介護保険法上の小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入れ	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(仮称)	介護保険法上の小規模多機能型居宅介護事業所での障害児(者)の受入れを可能にするるとともに、小規模多機能型居宅介護事業所を障害児(者)が利用した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給できるようにする。	厚生労働省
1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用要件の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7	現行においては、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは認められていないが、特区内に限り、一定の要件を満たす場合には、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができるように措置する。	環境省

別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第8次提案追加分)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
437	地方公共団体による随意契約における新たな事業分野の開拓を図る者の認定に係る手続の簡素化	地方自治法施行規則第12条の3の2第1項	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約について、新商品により事業分野の開拓を図る者の認定に係る実施計画の提出の簡素化を実現するため、地方自治法施行規則について、所要の改正を行う。	平成18年度中	総務省
438	地方公共団体に派遣される医師等職員の退職手当の負担区分の弾力化	地方自治法第252条の17第3項	現行規定(地方自治法第252条の17第3項)において、他の地方公共団体に医師等の職員を派遣した場合、派遣元の団体が退職手当を負担することとなっているが、派遣期間が長期間にわたることその他の特別な事情があるときは、関係団体の協議により、派遣先の団体が退職手当を負担することができるように特例規定を追加する改正の措置をする。	平成17年度中	総務省
518	特定研究活動等の対象となる外国人研究者等の親に関する在留資格に係る特例措置	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5	外国人研究者受け入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受け入れ促進事業については全国展開の措置を執るところ、当該措置の対象となる外国人研究者及び外国人情報処理技術者の扶養を受け同居するものであって、自己で収入を得て生活することができない親について一定の要件の下に入国できるよう法務省告示を改正する検討を行い、18年度中に措置する。	平成18年度中	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
519	特定事業509「外国企業支店等開設促進事業」における提供施設の所有主体の追加	特定事業509「外国企業支店等開設促進事業」	平成17年9月に全国展開済みである特定事業509「外国企業支店等開設促進事業」について、複数の地方公共団体あるいは地方公共団体及び独立行政法人が共同出資を行って第三セクターを設立した際、当該地方公共団体が当該第三セクターの運営主体となっていることを前提として、当該複数の地方公共団体による共同出資の総額が2分の1以上の第三セクターであり、かつ、当該複数の地方公共団体の意思が統一され、共通の意思をもって常に当該第三セクターの意思決定機関を支配している場合や独立行政法人と共同出資を行っている当該一つの地方公共団体が第三セクターの意志決定機関を支配している場合においては、当該第三セクターの業務運営について地方公共団体の意向が反映されるものとして、特定事業(509)の運用に係る責任の主体を明確にする等の整理を行った上で、当該第三セクターが所有する施設を本特例措置の適用対象施設として認めることを平成18年度中に措置する。	平成18年度中	法務省
716	しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条第11号関係の2(4)(平成11年国税庁長官通達)	地域特産品である米、麦、さつまいも又はそばを主原料としてしょうちゅう乙類を製造しようとする場合には、年間製造数量を100kl以下とするなど一定の要件の下で免許を付与することとする。	平成18年1月23日	財務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
834	教頭の資格要件の緩和	学校教育法施行規則第10条	学校教育法施行規則を改正して教頭の資格要件を緩和し、教員免許を持たず、教育に関する職に就いた経験もない者についても、教頭への登用を可能にする。	平成18年4月	文部科学省
979	連続運転認定されたプラントにおける第1種圧力容器の安全弁の吹き出し先への止め弁設置の容認	労働安全衛生法第37条 圧力容器構造規格第64条 平成15年4月30日付け基発第0430004号「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の全部改正について」	現行では一定の要件の下に第一種圧力容器と安全弁の間に止め弁の設置を認めているが、安全弁吹き出し先についても、必要な設備上の要件、安全管理措置等を講じることを条件に、止め弁の設置が可能となるよう措置する。	平成18年度中	厚生労働省
980	ストレーナー等と化学設備間の二重弁設置規制に関する解釈通達の発出	労働安全衛生法第20条第2号 労働安全衛生規則第272条第2号	バルブ又はコックが確実に閉止していることを確認できる圧力計を設けるときは、現行規定上バルブ又はコックを二重に設置する必要はないが、その該当要件を明確にするため、解釈通達を発出することにより措置する。	平成18年度中	厚生労働省
981	精神障害者地域生活援助事業及び精神障害者福祉ホーム(A型)における精神障害者短期入所事業	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第34条の5	障害者自立支援法に基づく新たな障害福祉サービス体系において、障害種別ごとに分かれている現行の障害福祉サービス体系を一元化するとともに、現行の施設・事業体系を機能ごとに再編し、その中で、一つの施設で複数のサービスを提供することを含め、柔軟な運営が可能となるよう事業運営基準等を定める。	平成18年度早期	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1014	身体障害者補助犬を輸入できる空海港の拡大	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を輸入できる空海港については、動物検疫所職員(家畜防疫官)が国際旅客便の携行品検査を実施している空海港まで拡大する。	平成17年度中	農林水産省
1260	都市計画の決定等を提案できる者の範囲の拡大	都市計画法第21条の2	都市計画の決定等を提案できる者について、現行の地権者、NPO等に加え、一定の開発事業者も提案を行えるよう、その範囲を拡大する。	平成18年2月6日に法案提出を閣議決定	国土交通省
1261	擁壁の築造に係る確認申請等の手続きの緩和	建築基準法第88条	建築基準法等の規定を整理し、都市計画法による開発許可を要する擁壁については、建築基準法の確認検査等を不要とする。	平成18年1月31日に法案提出を閣議決定	国土交通省
1262	道路占用制度による路上自転車駐車場の設置	道路法第32条 道路法施行令第7条	道路占用制度による路上自転車駐車場の設置については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、自転車駐車場を設置した場合でも一定の歩道有効幅員が確保される等、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの無い範囲内において、一定の占用主体による歩道上への自転車駐車場の占用が可能となるよう措置する。	平成18年度中	国土交通省

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項(第8次提案)

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
501	不動産登記等証明書の交付事務の拡大	不動産登記法(平成16年法律第123号)第6条第1項、第11条、第119条第1項 不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第197条第1項 商業登記法(昭和38年法律第125号)第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第29条、第30条第3項	証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務に関して、本年6月までの試行の結果の分析を踏まえて、その取扱いを実施する具体的な基準(登記所適正配置を実施した地域におけるものを含む。)について、平成18年度中に検討し結論を得る。なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、上記の証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務の取扱いの一方策として検討を行う。	平成18年度中に結論	法務省
502	法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	商業登記法(昭和38年法律第125号)第1条の3、第4条、第7条	証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務に関して、本年6月までの試行の結果の分析を踏まえて、その取扱いを実施する具体的な基準(登記所適正配置を実施した地域におけるものを含む。)について、平成18年度中に検討し結論を得る。なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、上記の証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務の取扱いの一方策として検討を行う。	平成18年度中に結論	法務省
503	高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	専門的・技術的分野における外国人労働者のうち、例えば、各国がその獲得を争うような、より高度な技術や知識を有する高度人材の在留期間の伸長については、規制改革・民間開放推進3カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について検討し、平成18年度中に結論を得る。	平成18年度中に結論	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
901	ボイラー・圧容器の連続運転認定取得事業者が行う開放検査における、登録性能検査機関による第三者検査に替わる自主検査の認定制度・基準の設定	労働安全衛生法第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則第38条第1項、第73条第1項 平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」	規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申(平成17年12月21日決定、同月22日最大限尊重閣議決定)に基づき、平成18年度中に、自主検査の認定制度・基準を設定することについて検討し、結論を出す。 認定制度・基準が整備された場合には、引き続き措置することとする。	平成18年度中に結論	厚生労働省
902	コンビナート事業所における携帯コンピュータの防爆認定の緩和	労働安全衛生法第44条の2 労働安全衛生規則第280条、第281条 電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)	危険場所の考え方、タイプn防爆構造を含めて各危険場所で使用できる機器等、防爆に関する規制のあり方について専門家による検討を行い、平成18年度中に結論を出す。その結論を踏まえて平成19年度以降に措置することとする。	平成18年度中に結論	厚生労働省
903	所在地変更による健康保険証の再作成の廃止	健康保険法施行規則第48条	政府管掌健康保険は、平成20年度を目途として都道府県を単位とする財政運営を行う公法人化とすることとされており、その事務処理や被保険者証の取扱いについても検討を行い、平成18年度中に結論を得る。その結論を踏まえて平成20年度以降に措置することとする。	平成18年度中に結論	厚生労働省
904	児童自立支援施設の設置要件の緩和	児童福祉法第35条第2項 児童福祉法施行令第36条第1項、第2項、第5項	児童自立支援施設のあり方に関する研究会の報告等を踏まえ、運営を民間に委託することについては、提案の内容について十分に聴取し、一定の条件を設定することにより、適正な運営を確保することが可能かについての検討を行う。	平成18年度中に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1001	市民農園で栽培された農作物の直売所等での販売	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第2号 市民農園の整備の推進に関する留意事項について(平成16年3月26日付け15農振第2643号 農村振興局長通知)記の第1の2	営利を目的としない農作物の栽培において、自家消費量を超える余剰農作物を直売所等で販売することについて、現場の意見等を踏まえ検討しており、今年度中に考え方を示す。	平成17年度中に結論	農林水産省
1002 1301	特定肥飼料等への炭の追加	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第2条第5項、第10条第1項～3項、第20条第1項 等 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(平成13年政令第176号)第2条	食品リサイクル法では、おおむね5年ごとに基本方針を定めることとされているとともに、法施行後5年を経過した場合において、施行の状況に検討を加えることとなっているなど、制度に係る検討が必要となっていることから、その一環として、今後、食品リサイクル法における特定肥飼料等への炭の追加を含む再生利用に係る製品の追加について検討を行い、平成18年度中に結論を得る。	平成18年度中に結論	農林水産省 環境省
1003 1203 1302	外国由来等の漂流・漂着ゴミ対策	—	外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化しており、この問題に対応するため、平成12年から環境省を中心に「漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会」を設置し、情報交換等の取組を行ってきた。 しかしながら、外国との関係を含む発生源対策の難しさや関係する部局が多数に上り事情も異なるため、未だ有効な対策を講ずるに至っていないのが現状である。 このため、以下のとおり、漂流・漂着ゴミに関するより実効的な対策を政府として検討する体制を確立する。 1 関係省庁による局長級の対策会議を設置する 2 対策会議の運営は、環境省が国土交通省、農林水産省の協力を得て行う。また、内閣官房は会議に参加し、必要な助言等を行う 3 対策会議の主要な任務は以下のとおりとする (1)中長期的な課題として、国際的な対応も含めた発生源対策の検討 (2)漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域への対策(漂流・漂着ゴミの収集から処理に至るまでの総合的な観点から、関係省庁が連携したものを)を早期に実施できるよう検討し、当面のとりまとめを平成18年度末までに行う	当面のとりまとめを平成18年度中に実施	農林水産省 国土交通省 環境省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1101	バイオディーゼル燃料を軽油に混合した場合における軽油規格のルール化	揮発油等の品質の確保等に関する法律第17条の7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条及び第23条	バイオディーゼル燃料混合軽油について、既販のディーゼル車において車両改造等の対策をせずに一般的に使用する場合における、安全面及び環境面の観点から問題が生じない燃料性状の条件を、総合資源エネルギー調査会石油分科会燃料政策小委員会規格検討ワーキンググループにおいて検討し、揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する軽油規格に反映する。	平成18年度中に結論	経済産業省
1201	第3種旅行業者による地域振興のための募集型企画旅行の可能化	旅行業法施行規則第1条の2	第3種旅行業者による着地型のオプションツアーの企画・募集の実施については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、創意工夫に満ちた地域の企画旅行商品の流通促進を通じた地域振興を進める観点から、関係者よりなる検討会を設置し、催行地域の限定や代金の精算方法など旅行者保護のための条件設定及びその担保の方法について検討し、平成18年度中に結論を得る。	平成18年度中に結論	国土交通省
1202	静岡・山梨両県にまたがる「富士山」ナンバーの早期導入	自動車登録規則第13条第1項第1号 新たな地域名表示ナンバープレートの導入について(要綱)	静岡・山梨両県にまたがる「富士山」ナンバーの導入については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、複数の運輸支局、自動車検査登録事務所の管轄がまたがることから、各種行政事務にどのような支障が生じるか、両県、関係機関等を集めて検討を行い、富士山ナンバー導入の適否について、平成18年度中に結論を得る。	平成18年度中に結論	国土交通省
1303	事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分の検討	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条第2号	平成18年度に、環境省において、廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。	平成18年度中に結論	環境省